

2016年5月26日

茨城県知事  
橋本 昌殿

県民要求実現茨城共同運動連絡会  
(略称 茨城共同運動)  
会長 榊原 徹

## 2016年度要求書の提出について

県民生活の向上と本県産業の振興・発展にご尽力されておられる貴職に対し心から敬意を表します。

さて、昨年9月の関東・東北豪雨は常総市をはじめとして県西地域に大きな被害をもたらしました。被害を受けた住宅への応急修繕費の所得制限撤廃や半壊家屋への再建支援の拡大、中小業者への直接支援、収穫後の保管米被害への支援など県独自の支援策は被災者住民を励ますものとなりました。重ねて敬意を表します。

安倍首相の経済政策「アベノミクス」によって大企業の利益は過去最高を更新し続け、内部留保も300兆円を超えるまでに至っています。しかし、勤労者世帯の実質可処分所得は落ち込み、景気回復を実感できる状況ではありません。もはや「アベノミクス」の破たんは明白であり、低迷する日本経済の打開策は、労働者の大幅賃上げと非正規労働者の正規化、長時間過密労働に歯止めをかけることなど雇用政策の抜本改善や、「大企業・富裕層に減税、庶民には大增税」の税制を改め、社会保障制度の充実など予算の使い方を抜本的に改善することにある、と私たちは考えます。

また、安倍内閣は、国民の多くが反対している原発を再稼働させ、TPP協定についても強行しようとしており、看過できません。

県民の暮らしと生業、持続可能な地域経済の振興・発展にむけて、本年もさまざまな団体から切実な要求や意見をくみ上げ要望事項として取りまとめました。県政のいっそうの改善を求めるとともに、県民や諸団体との協働の発展を願って「2016年度要求書」を提出いたします。大変お忙しいことと存じますが、各事項にご回答いただくとともに、要望事項の実現や前進に向けてご尽力いただきますことを心からお願い申し上げます。

## 2016年度茨城県への要求事項

### 1. 関東・東北豪雨の被災者支援の拡充を

昨年の関東・東北豪雨災害で、茨城県は住宅再建や中小企業、農業被害に対し県独自の支援策を実施しました。このことは被災市民を励ますものとなりました。しかし、被害はあまりにも甚大であり、必ずしも被害の実態にあった十分な支援策になっていないのが現状です。

#### (1) 被災県の知事として次の事項を国に対し強く働きかけること

- ①被災者生活再建支援法にもとづく支援金の最高額を少なくとも500万円に引き上げるよう国に働きかけること。
- ②被害認定基準を水害の実態に見合ったもの(床上浸水以上は大規模半壊又は全壊とするよう)に改善するよう国に働きかけること。
- ③住宅応急修理制度(現行は所得制限あり。56.7万円限度)並びに生活再建支援制度(現行は半壊0円、大規模半壊で150万円限度、全壊で300万円限度)を被害の実態に見合った額と制度に改善するよう国に働きかけること。
- ④また、床下浸水を支援する制度にするよう国に働きかけること。

#### (2) 個人経営の医院への支援策は、県・市の独自支援の50万円しかない。高額な医療機器などの損害が膨大になっている。個人経営の医院も地域医療の重要な一翼を担っていることに鑑み、特別の支援策を県として設けること。

#### (3) これまでに被災中小企業事業継続支援事業(総額3億7千5百万円)を利用した件数と利用総額を明らかにすること。

#### (4) 中小企業復興支援を目的に設けた総額300億円の基金について

- ①商工会等が行う復興計画の策定補助50万円の利用件数と総額を明らかにすること。
- ②商工会等が被災中小企業を対象に行う復興のための事業計画策定支援助成100万円の利用件数と総額を明らかにすること。
- ③被災市町、商工会等が行う復興産業祭等のイベント開催に対する助成100万円の利用件数と総額を明らかにすること。
- ④被災中小企業等のグループが共同で行うためのグループ助成の利用件数と総額を明らかにすること。
- ⑤グループ助成の募集期間が本年6月3日で終了します。  
イ、基金の運用益により継続的な長期間の支援にすること。  
ロ、助成上限額の増額をすること。
- ⑥上記①から④の助成を実効あるものにするため、県は申請のサポート体制をつくること。

#### (5) 農業被害に対する支援拡大について

- ①収穫後の米の浸水被害に対し、今年作付けする人を条件として、10a当たり7万円を補償しているが、無条件に9万円を補償すること。
- ②浸水した農機具の被害額の6割を補償としているが、9割に引き上げること。
- ③軽トラックは農機具でないとして、補償対象から外している。そのことは、農業の現実・実態を無視したものである。軽トラックは農業に必要不可欠なので、補償対象に加えること。

#### (6) 鬼怒川堤防の決壊と八間堀川の決壊に至った原因と責任を県として明らかにすること。

## 2. 安全・安心な鬼怒川堤防の整備を

鬼怒川洪水は上三坂の堤防決壊、若宮戸の自然堤防の掘削による溢水など、常総市に甚大な被害をもたらしました。鬼怒川は2012年に湯西川ダムを完成。川治、川俣、五十里と合わせ、4つのダム群で過剰ともいえるダム頼みの河川整備を行っていたと言われます。何故なら、ダム整備に比べ堤防整備、ことに茨城県内の堤防整備が疎かにされていたことは、関係者であれば周知の事実であったからです。

- ・茨城県内の堤防整備率：17.4%
- ・栃木県内の整備率：62.7%
- ・茨城県の治水負担金：111億円
- ・栃木県の治水負担金：87億円。

上記のように、茨城県は111億円もの湯西川ダムの治水負担をしています。このことを踏まえ、以下の事項を要求します。

- (1) 鬼怒川は国の直轄管理になる1級河川ですが、茨城県は湯西川ダムに111億円もの治水負担をしています。しかし、堤防整備率は17.4%という低さです。茨城県は被災住民のため、国の責任を問い、治水負担に見合うだけの補償を求めること。
- (2) 国は緊急プロジェクトとして堤防の整備に着手しました。しかしその構造は堤防決壊の最大原因と国も認める「越流した水が家側の法面を削り決壊に至った」を知らながら、川側はともかく家側はもとの土堤のままです。国はすでに両法面を遮水シートで覆う耐越水堤防の技術を完成しています。その技術の使用(三坂地区・若宮戸地区をはじめ)を国に強く求めてください。  
また、小貝川で試され済みのかごマット工法も取り入れるよう国に強く求めること。
- (3) 堤防の完成は、用地買収の遅れを理由に9月になるといわれています。近年の豪雨は5月頃より何時起きてもおかしくありません。県は国に万難を排し早期に完成させるよう求めること。

## 3. 正規雇用への転換、労働者全体の賃金底上げは、最低賃金の大幅引き上げで

働く人々の実質賃金は4年連続マイナスです。非正規労働者は、全労働者の4割に達し、ワーキングプアは最多の1千万人に達しています。非正規労働者の正規化と安定した収入の確保、長時間労働を規制することは喫緊の課題となっています。最低賃金法は、「賃金の低廉な労働者」に「最低額」を保障し、労働者の生活の安定や労働力の質的向上などを図るとともに、「国民経済の健全な発展に寄与する」と謳っています。最低賃金の基準は労働者の「生計費」などを考慮して決めるとしています。実質賃金が長期にわたって減り続け、労働者の生活悪化が進んでいる現状を打開するには、最低賃金の大幅引き上げが緊要です。全国一律1,000円以上にすることは、地域経済の活性化と同時に地域間格差をなくすことにもつながります。

- (1) 県が「県労働局長が決定した最低賃金を県は尊重」(昨年回答)することは当然のことですが、県労働局長が決定するにあたって、県としての意見を述べるのが重要です。最低賃金1,000円以上を茨城労働局に求めること。また、県としての意見を述べるができない場合は、その理由を明らかにすること。
- (2) 県内の若者の雇用と定住促進を  
茨城県は、昨年10月に「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。若者の県内への就職と移住支援をワンストップで行う「いばらきしごと支援センター」を設置し、UIJターンと地元就職の取り組みにより東京圏内等からの人材還流と地元定着を促進するとしています。  
①安定した雇用創出として、平成27年から31年累計で10,000人を創出するとしていますが、年次別の方策と数値を明らかにすること。

- ②また、若年者正規雇用者割合についても平成 24 年の 64.9%を 5 年間で 66.5%に引き上げる目標を掲げましたが不十分な水準です。数値の引き上げと具体的方策を明らかにすること。
- ③25 歳から 44 歳の女性有業率平成 24 年の 70.3%を 5 年間で 73.0%に引き上げる目標を掲げました。その具体的方策を明らかにすること。
- ④また、女性の高い非正規率の改善策等があれば明らかにすること。
- ⑤「いばらきしごと支援センター」の規模と具体的方策、5 年間の数値目標を明らかにすること。

(3) 県・市町村から官製ワーキングプアの一掃の努力を

「県が雇用する非正規職員の最低賃金を時給 1,000 円以上にすべき要求に対し昨年の回答は、『職員の給与の状況及び他の団体の状況、県の財政状況等諸般の事情を勘案して定めている。今年度の改定も人事委員会の勧告等を踏まえて対応する』でした。」県で雇用する非正規職員の最低賃金(時給)が引き上げられれば、市町村で働く非正規職員の最低賃金(時給)の引き上げに好影響を与えます。

- ①生計費の原則にもとづいて、非正規職員の賃金を大幅に引き上げて、官製ワーキングプアをなくすこと。

(4) 県で働く職員の労働条件のいっそう改善を

昨年、「県職員の時間外勤務を縮減するために年間を通じて毎週水・金曜日を定時退庁日にするなど、業務の進め方、資料の簡素化等に取り組んでいる」、との回答でした。しかし、市町村に対する業務上の電子メールが深夜に送信されていることが明らかになっています。また、県庁舎の電灯が深夜まで光々としています。

- ①「1 日 8 時間、1 週 40 時間を超えて労働させてはならない」との原則を守り、労働基準法をはじめとした労働法遵守の模範を県民に示すこと。
- ②県庁職員の労働実態は、市町村役場をはじめ多くの事業所に影響を与えます。県として業務を再検証し、現時点での職場別の時間外労働実態を明らかにすること。また、常態化している長時間の実態に対する見解を明らかにすること。
- ③現時点の実態を、労働安全衛生法に照らして、どのように判断するか明らかにするとともに、県庁における労働安全衛生法に基づく安全衛生管理の実施状況を明らかにすること。

(5) 国の労働行政体制の拡充強化を

有効求人倍率等の統計は改善傾向を示しているものの、求人内容の実態は非正規、低賃金が多数を占め、依然として求職者が適職を得るのは容易でない状況が続いています。また、働く人びとの雇用環境も深刻で、労働関係法令に基づいてあらゆる事業所に立ち入り、法令に定める最低基準を事業主に守らせる業務を担う第一線の労働基準監督官は、全国で 1,500 人程度に過ぎず、600 万ともいわれる事業所をつぶさに監督することは困難な状況になっています。近年、労働基準法等の違反率は 60%台後半で推移し、「使い捨て企業」「ブラック企業」への対策も急務です。

今、必要なことは、ILO 条約や日本国憲法を遵守し、ナショナルミニマムを十全に保障する立場に立った上で、国の責任で労働行政を行うべきことを明確にし、職員の増員等による労働行政体制の整備・強化を図ることです。

- ①労働者・国民の権利を保障するため、国が責任を持って雇用・労働政策を充実させるよう国に要請すること。
- ②大幅に増加する行政需要に対し、労働者・国民の権利保障を計るため、公共職業安定所や労働

基準監督署、茨城県労働局の体制整備を行うよう国に要請すること。

- ③職業安定行政の地方移管は、公務・公共サービスの低下や職員の雇用・労働条件にも影響する  
と考えます。先日、関連法案が成立した「地方版ハローワーク」に対する考え方を示すこと。

#### 4. 生活困窮者対策、生活保護行政の充実をめざして

平成 28 年 3 月 23 日、厚生労働省は平成 26 年度の被保護者調査の月次調査確定値結果をとりまとめました。被保護実人員は 2,165,895 人、前年比で 0.2%の 4,283 人増加。被保護世帯は 1,612,340 世帯で、前年度より 20,494 世帯も増加しました。平成 26 年度における生活保護開始の主な理由を構成割合で見ると、「貯金等の減少・喪失」が 32.2%と最も多い結果となっています。次いで「傷病による」が 25.9%で「働きによる収入の減少・喪失」が 22.5% となっています。増え続ける受給者数に対し、各地方自治体でも大変な努力を払っているところです。

##### (1) 生活保護行政の充実をめざし

「生活保護捕捉率の調査は困難」との回答が続いていますが、識者からは「捕捉率は 2 割程度」といわれており、約 8 割の生活困窮者が生活保護を受給していないと推定されます。国は、この受給していない低所得層の消費水準との比較を根拠のひとつとして生活保護費の大幅な引き下げを行ってきました。生活扶助基準の引き下げは、保育料や国民健康保険税の減免、就学援助、年金、最低賃金など多くの制度に連動します。

また、生活保護受給世帯の増加は、劣悪な年金制度や、非正規雇用労働者の増加、母子や障害者世帯に対する福祉制度の貧困などが原因であり、これまでの政策を抜本的に転換することが求められます。

- ①引き続き、生活保護の実施に関する費用は、すべて全額国庫負担とするよう国に要請すること。  
②昨年、県の回答にあった生活保護受給者の自立に向けては、きめ細かな「伴走型」支援も必要であるとの観点に立って、改めて CW の配置基準を現行の 80:1 から 60:1 への標準数の見直しを基本に「標準数」から「法定数」に戻すよう国に求めること。  
③生活保護は、憲法が保障する基本的人権である生存権を保障するための最も重要な制度です。生活保護に対するバッシングや偏見を除去する県民への啓発、窓口での「水際作戦」の是正強化など、本来生活保護を受けられる人が受けられるようにするため、抜本的な手立てを講じること。  
④生活保護費の削減に抗議し、保護費引き上げを国に求めること。

##### (2) 生活困窮者対策について

- ①生活困窮世帯の子どもの学習支援制度について県内市町村の進捗状況を明らかにするとともに、実効性のあるものにすること。また、具体的推進にあたって、学校をプラットフォームに位置づけ、総合的な子どもの貧困対策が展開できるよう各市町村を指導すること。  
②生活困窮者自立支援法が昨年 4 月より施行されました。相談内容及び相談件数について明らかにすること。また、より実りのある制度にするために県として取り組んでいるものがあれば併せて明らかにすること。

#### 5. 地域の宝、中小企業・家族経営に光の差し込む振興政策を

##### (1) 地域内経済循環で元気な地域に

県民が県内の事業者を利用しやすくする制度や事業者の経営力をあげる制度、そして新規開業者支援策が相互に機能すれば、県内事業者の経営が安定し地域経済の活性化につながります。小

規模事業者の要求は、「仕事の確保」、「事業持続への支援」、「後継者問題」が3大要求です。この3つを解決する特効薬は「仕事がある」ことです。この点で県・市町村に求められることは、小規模事業者向け仕事づくりです。そこで「住宅リフォーム助成制度」や「店舗・商店リニューアル助成」は各地で創設され実績を重ねており、相応しい制度です。

- ①県は、業者・住民・市町村の要望に応え、住宅リフォーム制度を創設すること。その際、県産木材を使用する制度とすること。
  - ②県内製材業者の育成施策を作り推進すること。
  - ③県産木材のブランド化事業に取り組み、県内事業者の技術力向上と経営の安定を図る施策を推進すること。
  - ④県として、店舗リニューアルの助成制度を創設し、商店街、個人店舗活性化を図ること。
- (2) 県は、企業の競争力強化に役立つ「あきんど育成コース」「商店街コンダクター育成コース」を県内全地域で取り組むこと。また、「いばらき経営向上塾」の県内全地域での開催と講師陣の派遣等の施策を立案し実施すること。
- (3) 経営コンサルタント、中小企業診断士などから継続して学び続けられる制度を創設すること。
- (4) 県の経営力向上政策や金融支援制度の広報が、すべての小企業・家族経営者のところまで届くよう、商工会、金融機関などの組織をつうじて、何度も行うにすること。
- (5) 市町村の商工行政との連携とその充実をもとめます。
- ①昨年度の取り組みでの成果を示すこと。
  - ②小規模工事登録制度の拡大と充実の支援を図ること。
- (6) 家族経営を向上させていくには、価格や税制において働き分が正当に評価されることが重要です。残念なことに、現在は所得税法第56条によって事業主の同居家族に支払う給料が必要経費として認めないことが原則となっています。このため、事業主の同居家族は一人前の働き手として認められずに居り、家族経営の事業者にとっては事業継続の障害となっています。
- ①県から国に対して所得税法第56条の廃止、大幅な見直しをするよう働きかけること。
- (7) 中小企業金融円滑化法の精神を受け継いだ金融対策で、事業の継続を
- 中小企業金融円滑化法終了し3年が過ぎ、その精神を受け継いだ金融対策の充実が求められています。県は一昨年4月に借り換え融資制度を創設しました。さらに、昨年6月成立の小規模企業振興基本法は、国、自治体に加えて金融機関にも適切な役割分担と相互連携を図り協力することを求めました。そして、政府は2015年度補正予算に基づき、信用保証協会による新たな資金繰り支援として、新たな借り換え保証制度「条件変更改善型借換保証制度」を創設し、3月1日から運用を始めました。この制度は、複数ある保証付きの既往借入金を一本化するとともに、新たな事業資金の借り入れにも対応するものです。
- ①県内における貸付条件変更件数は10万件を超え、その約2～3割は県の制度融資件ですが、県借り換え融資制度の制度設計に照らし、利用状況（申請件数、利用件数と融資額）とその評価、今後の施策について報告すること。
  - ②県借り換え融資制度の目的を実現するために、真水を含み、15年の返済期間制度へ、保証料補助を増額し、金融機関に対して返済要件・納税要件の緩和や、融資相談で相談者にご案内することを要請すること。
  - ③信用保証協会による新たな資金繰り支援として、新たな借り換え保証制度「条件変更改善型借換保証制度」の運用が始まっています。この制度の評価と運用について検討している施策につ

いて報告すること。

- ④県は、銀行、保証協会が組織の役割を自覚し、新たな借換保証制度のご案内、返済計画の見直し、経営改善計画づくりに親切に対応するよう要請するとともに、運用実績等を調査すること。
- ⑤県は、銀行が組織の役割りを投げ捨て、事業者に銀行カードローンを斡旋し、多重債務状態になる事例が広がっている実態・実情をつかみ、HP等で銀行名を公表すること。
- ⑥県は、すべての融資を対象にした借り換え融資制度や、一昨年2月より活用がはじまった「経営者補償ガイドライン」を尊重し、県融資債権放棄による事業再生をめざす「制度融資損失補償制度（仮称）」を創設すること。

(8) “小規模企業振興基本法”の具体化について

平成26年6月20日成立した国の新法“小規模企業振興基本法”は、小規模企業（従業員5人以下）が、地域経済の支え手として、また、雇用の担い手として大きな役割を發揮していることに着目し、事業の持続的発展を支援する施策を、国・地方自治体が連携して講じる責任を明記しました。事業の持続的発展を支援する施策の企画立案に責任を負う自治体に対し事業者への支援の具体化を求めます。

- ①事業者支援の新法に基づく、政策立案の進捗状況を明らかにすること。
- ②職員による、政策立案の基礎となる事業者の要望等を聞き取る悉皆調査を、市町村と連携し実施すること。
- ③政策立案の円卓会議のメンバーを広く求め、PDCAサイクルにて持続的にすすめる体制の確保をすること。
- ④市町村における施策立案の現状と、指導・援助体制をつくり促進すること。

## 6. 「滞納処分は差押え最優先」の徴収行政は県民の生業と生活を破壊する

昨年、全商連が行った総務省交渉で自治税務局企画課担当者は、「総務省として平成27年1月23日付事務連絡で、『税は公平であるべきで、悪質な滞納者には厳格に、一方で生活困窮に至らしめる執行はいけない。無理な取立てはしないように呼掛けている。また、全国税制担当課長会議でも、そのことを繰り返し言っている。』」と回答しました。以下の事項について回答願います。

- (1) 県は上記事務連絡を承知していますか。
- (2) 県は上記事務連絡を各市町村に周知していますか。
- (3) 県税事務所は上記事務連絡を承知していますか。
  - ①県税事務所は、上記事務連絡を県税事務所職員に周知していますか。
  - ②県税事務所では、強権的徴収がなされた事例を把握していますか。
- (4) 総務省交渉で、地方税の滞納処分の際に理由付記を行うよう求めたところ、「平成23年度の税制改正で国税については事務手続き要領を改正した。理由付記はあるべきであるという姿勢を示した。地方税は条例で適切に定めていただきたいと考えている。」との回答でした。
  - ①総務省から県に、滞納処分の理由付記を義務付ける条例制定の働きかけはありましたか。
  - ②県は、滞納処分の理由付記を義務付ける条例制定する予定はありますか。
- (5) 総務省は市区町村・県・都税事務所の強権的徴収事例についての質問に、「残念な実状があることは認識している。」と回答しました。県は県内市町村で強権的徴収が行われた事例を把握していますか。
- (6) 租税債権管理機構、県税事務所、市町村の徴収業務について。

- ①本年度の県職員の機構および市町村への派遣人数を明らかにして下さい。
- ②徴収職員教育では、納税緩和措置制度・活用について、どのような資料が使われて、どのくらいの時間をかけているか、明らかにして下さい。徴収業務教育と同様にロールプレイングなどは実施されているのでしょうか。
- ③納税緩和制度は県、市町村、機構が利用することが望ましい、あるいは適切だと判断されないと利用できない制度なのでしょうか。納税緩和の申請書を窓口において自由に見られるようにすること。

## 7. 「公契約条例」制定にむけて検討の開始を

「公契約条例制定」を昨年度に引き続き要求します。全国で公契約条例、要綱を制定した自治体は、32自治体、都道府県段階でも岩手県が2016年4月1日から「契約に関する条例」を施行します。県内でもこの3月に、常総市議会で公契約条例制定を求める陳情が可決しました。ここ数年来、県の回答は「労働者の賃金・労働条件については、労使間の自主的な取り決めに委ねるが適当である。国の立法政策上の問題であると考えられる」回答を繰り返しています。公契約条例制定の目的は、良質な公共工事・公共サービスの確保、ダンピング受注などの排除にあります。県はこれまでの考え方を改め、積極的にイニシアチブを発揮することを要求します。

- (1) 岩手県が制定した条例に学んで、公契約条例制定に着手すること。
- (2) 公契約の事業に従事する労働者の賃金・労働条件について、契約時の積算単価に基づいて公正・適正な賃金が確保されるよう、契約業者等に対して文書で指導すること。
- (3) 公契約の事業場においては、労働者の見やすい場所に就業規則など労働条件を常に掲示するよう、受注企業を指導すること。また、労働関係法令違反や労働契約の不履行等が著しい企業に対しては、支払いを留保するなど是正を強化すること。契約の解除やその後の入札からの排除を含む制裁措置を講じること。
- (4) 中小企業者の経営の安定を図り、地域経済を振興するために、官公需法に基づく受注機会の確保を図る措置を講じること。なお、発注率については目標及び実績を公表するとともに目標達成に努めること。

## 8. 価格支援など農家への直接支払いを県農政の根幹に

新しい茨城県農業改革大綱は、多くの専門家の意見を集めて有用で具体的な施策が多く盛り込まれていることを高く評価します。一方で、茨城県の農政の根本的な問題が依然として大きく残されています。

農政の根幹は国境措置と価格保障・所得補償です。農業生産の本体は生物の成長です。当然に自然条件の制約を受けます。同時に、工業製品のように技術改革によって生産力がすぐに何十倍にもなるというものではありません。農業には他に換えられない多面的機能があり、競争に負ければなくなってもよいというものではありません。

国が農政の根幹を放棄している以上、地方自治体は防波堤の役割を発揮し、国に農政の転換を求めるとともに、独自の思い切った施策で地域農業を守らなければなりません。

- (1) 多くの稲作農家は米価下落で物財費も賄えない赤字状態が続いています。このような状況のなかで後継者が十分に確保できる道理はなく、当然の結果として高齢化が極まり離農する農家があるとを絶たず、一方で受け皿となる担い手にとっても、引き受けられる面積の限界を超えつつあり

ます。このままでは県内の稲作は、T P Pを待たずに崩壊への加速度を上げることになります。米価下落の根本的原因は、米の輸入と価格政策の放棄です。戸別所得補償も制度が変わって交付金が半減し、数年後に廃止されようとしています。

- ①国に対して、米の直接支払交付金を10a15,000円に戻すように強く求めること。
- ②国に対して、米の価格と需給に責任を持つ政策に転換するように強く求めること。
- (2) 県の農業予算を思い切って増額し、米をはじめとした農畜産物の価格支援、収入・所得補填などの直接支払いを拡充すること。
- (3) 農産物価格の下落と経費の増大によって農業経営がかつてない困難を迎えており、なかでも土地改良費の負担が農家に重くのしかかっています。
  - ①新たに土地改良事業をおこなう場合は、農家の要望をよく聞くとともに、今後の農業経営で償還が充分見込めるものかどうかを慎重に検討すること。
  - ②支払が困難になっている土地改良費の減免や繰り延べに伴う利子補給などの負担軽減措置を行うこと
- (4) 米をはじめとする県産農畜産物の新たな需要を創出するため、公的施設での利用拡大はもちろん、民間での利用拡大をさらに推進すること。

## 9. 国会決議違反のT P P批准に反対の意思表示を

T P Pは、国会決議を幾重にも踏みにじり、国民のいのちと暮らしを根底から脅かすものです。重要5項目は交渉対象から除外または再協議の対象とするとの国会決議に違反して、この重要5項目でも30%の品目で関税を撤廃し、農畜産物全体で81%もの項目で関税を撤廃するとしています。無傷の品目は一つもないことを森山農相も認めました。これだけでも史上最悪の輸入自由化ですが、さらに7年後以降、残った品目の関税撤廃や撤廃時期の繰上げに向けた協議を義務付けています。まさに底なしの泥沼協定です。

食品の安全基準や表示基準をつくる際には、外国企業の意見を聞くこととされています。48時間以内に物品を引き取るルールなど、輸入農畜産物の検疫でも安全より外国企業の利益が優先される恐れがあります。「食品の安全・安心を損なわないこと」とした国会決議に違反しています。外国企業などの投資家が国家を訴えることができるISD条項には、いくつかの規定を入れていますが、外国企業の利益が国内法より優先されることになり、歯止めになりません。「国の主権を損なうようなISD条項には合意しないこと」とした国会決議に違反します。

政府はT P P協定本文と一部付属書の日本語訳を公表しましたが、大半の日本語訳は出していない。交渉経過は全くの秘密にされています。これは国民への十分な情報提供を求めた国会決議に違反しています。

T P Pは多国籍企業の利益にはなっても、国民の利益にはなりません。

- (1) 国会決議に幾重にも違反しているT P Pの署名は撤回し、国会批准しないことを国に強く求めること
- (2) 県が行ったT P Pの影響試算は、国の試算方法にもとづくもので、現実を正確に反映していません。より現実的な試算を行うこと。

## 10. 東海第二原発廃炉、放射能汚染対策の強化を

今年3月9日、大津地裁が高浜3・4号機の運転を差し止める仮処分決定をしました。大津

地裁は、福島第一原発事故をふまえた設計思想や緊急時の対応方法、基準地震動策定などに危惧すべき点があり、津波対策や避難計画についても疑問が残ることをあげ、地域住民の人格権が侵害されるおそれが高いとしています。この指摘は、東海第二原発をふくむ国内のすべての原発に当てはまります。

しかも、東海第二原発は、大震災で損傷した老朽原発であり、全国で最も人口過密地域にある原発です。今年2月29日に開かれた茨城県原子力安全対策委員会東海第二発電所安全性検討ワーキングチームにおいて原電が、想定する地震のマグニチュードについて大きくなりすぎないように調整したという主旨の説明をしています。最悪の事態を想定しているとはいえません。

昨年8月までの1年11か月間、日本の原発は稼働ゼロでした。原発がなくても電気が不足することがないことが実証されました。原発を運転すれば、事故が起こらないとしても、処理方法が確立されていない放射性廃棄物を生み出し続け、それを数十万年、数百万年も管理し続けなければなりません。

日本原電は東海第二原発の再稼働に向けて巨額の費用を投じ続け、その費用は私たちが支払う電気料金に上乗せされています。東海原発の廃炉作業によって生じるL3廃棄物の処理について、日本原電が法的に可能だからといって素掘りによる埋立てを計画し、放射性物質で海を汚染しても問題ないとしていることは、原子力を扱う資格が問われる問題ではないでしょうか。

安全協定上、再稼働の是非を判断すべき立場にある茨城県として、国の方針を待つという無責任な姿勢を改め、住民の生命、身体および財産を守るために主体的に判断することが求められています。

- (1) 東海第二原発の再稼働を認めないことをただちに表明すること。
- (2) 日本原電に対して、東海第二原発の再稼働に向けた措置をただちに中止するように求めること。
- (3) 原子力防災計画と広域避難計画は、東海第二原発の稼働をしないことを大前提とし、県内のすべての原子力施設について最悪の事故を想定し、複合災害に対応できる柔軟で機動性のある計画に抜本的に改定すること。予定した避難先に避難できない場合に備えて、すべての市町村について複数の避難先を確保すること。
- (4) 茨城共同運動は、2015年度の44市町村統一要求に「東海第二原発UPZ圏内の避難者を受け入れる側の自治体、避難する側の自治体に対し避難計画策定の進捗状況を質しました。関係する多くの自治体が県を含む3者協議が進んでいない、と回答しています。  
いまなお余震が続く熊本県の避難状況を目の当たりすれば、現在進めている広域避難計画は机上の計画にならざるを得ません。県がイニシアチブを発揮して、双方の住民が納得と安心できる実効性のある広域避難計画にすること。
- (5) 東海原発廃炉工事にともなうL3廃棄物の素掘りでの埋立ては容認できないことをただちに表明すること。
- (6) 地域住民が合意できる安全な処理方法が確立するまで東海原発の解体作業を中断するよう日本原電に求めること。
- (7) 8千ベクレル/kg以下の汚染土を全国の公共事業で利用する方針を撤回するよう、国にただちに求めること。

## 11. 甲状腺検診など健康調査の実施を

疫学が専門で医学博士の津田敏秀岡山大学大学院教授は昨年10月、福島県が公表したデータを元に、福島の子どもの甲状腺がんの発症数が異常に高いとする論文を学会誌『Epidemiology』に発表しました。津田氏の分析によると、福島では日本の平均的な発症率の20倍～50倍の高い確率で子どもの甲状腺がんが発生しています。2巡目の検査でも高い発症率認められることからスクリーニング効果では説明できず、放射性ヨウ素の被曝によるものであることは明らかです。原発事故から5年目以降に発症がさらに多発することは避けがたいとしています。

チェルノブイリでの甲状腺がんの特徴は、甲状腺外浸潤、局所転移・遠隔転移が多いことが知られています（『調査報告 チェルノブイリ被害の全貌』）。福島の甲状腺がんにおいても、リンパ節転移、甲状腺外浸潤、遠隔転移などのいずれかに該当する症例が92%にのぼることが指摘されています（福島県立医大（当時）の鈴木眞一教授）。小児甲状腺がんは予後良好であるから過剰診断はよくないという考えは、放射性ヨウ素被曝後についてはあてはまりません。

検査による早期発見と正しい情報にもとづく治療方法の選択ができるようにすることが重要です。

北茨城市や東海村では子どもの甲状腺超音波検査を実施してきました。その検査費用は、国からの震災復興特別交付税で措置されています。これまで県が、放射能の影響に関する健康調査は必要ないとしてきました。そのことにより、県内市町村の子どもの甲状腺検査の取り組みが広がっていないことは遺憾であり極めて重大です。

- (1) 放射能の影響に関する健康調査は必要ないとするこれまでの県の態度を改めること。
- (2) 甲状腺検査など放射性物質の影響に関する健康調査を県として行うこと。
- (3) 特定被災地方公共団体（茨城県は36市町村）は、復興特別交付税の対象地域になります。復興集中期間は平成28年から平成32年に延長されました。その間、甲状腺検査を実施した市町村は、復興特別交付税の措置を受けられることから36市町村の健康調査を促すこと。

## 12. 医療後進県からの脱却を

- (1) 医師不足対策にいっそうの努力を

厚生労働省の統計（2014.12.31現在）によると、本県の人口10万人あたりの医師数は全国平均244.9人を大幅に下回る177.7人で、7回連続で全国46位にとどまっています。一方、これに対し、茨城県では様々な施策が行われてきました。これらにより、「平成27年度の初期臨床研修医のマッチングに関しては、昨年より8人増加、155名となり過去最高」「マッチング者がいなかった病院も9病院から6病院に減少」（「いばらきの地域医療」第42号）となるなど一定の成果を上げておられます。報道では4月14日には県内の病院に赴任した初期研修医の合同研修会が開催され、参加者の一人からは「産婦人科医になりたい。医師不足解消に貢献できれば」と語るなど、そのご努力に敬意を表します。これまでの取り組みをさらに発展強化することを願って、以下の事項について回答願います。

- ①茨城県の二次医療圏の状況について、二次医療圏ごとに、人口10万人あたりの医師数を示すこと。同じく、医師数は増えたのか比較できる資料を示すこと。
- ②二次医療圏ごとに、現在「不足している」とする診療科と、改善された診療科を示すこと。同じく、充足するための方策を示すこと。
- ③筑西市民病院、県西総合病院、山王病院の再編統合事業において、特に循環器科および脳外科の充足を図ること。

④小児科医・産科医の確保について

厚生労働省の同統計では、小児科医師数も茨城県が 75.3 人と全国で最も少なく（最多は東京都 153.4 人）。また、産婦人科は 35.6 人で全国 41 位であり全国平均 40.7 人を大きく下回っています。このことは、茨城県の少子化対策、「茨城で生み育てる」環境づくりにとって大きなマイナス要因となっていることと思われまます。

昨年の回答では、「産婦人科については、医師修学資金制度及び地域枠制度を活用した医師に対し、産婦人科でのキャリア形成に特化したコースを提示し産婦人科を志す研修医の支援を図っております。また、今年度の入学者から、地域枠の一部を全国から募集するように制度を改正しております。この枠で入学した者は将来、産婦人科、小児科、救急科、へき地医療のいずれかに従事するものとしており、将来の産婦人科医の確保を図っております」とありますが、制度改正によって入学した人数と産婦人科医、小児科医への働きかけについて示すこと。

⑤「若手医師のためのキャリアパス」について

昨年回答では、「医師修学資金制度及び地域枠制度を活用した医師については、約 40 名が県内の医師不足地域で勤務している状況にあります。今後も個別面談などを通してキャリア形成の支援を行い、県内に定着するよう働きかけてまいります」とのことでした。

その後の状況および見通しについて示すこと。

⑥新専門医制度（2017 開始予定）への対応について

新専門医制度は、2 月の社会保障審議会医療部会において医療団体等から批判的な意見が相次ぎ、開始時期の延期を求める声が続出したという状況もありますが、現時点では 2017 年度からの開始になる予定となっております。

県は昨年の回答で「第三者機関（日本専門医機構）に認定されたプログラム（中略）に組み込まれない病院には研修医が勤務できなくなる懸念があります」との認識を示されました。実際に「自治体奨学金制度の 6 割以上で義務年限中の専門医取得が困難」という調査もあります。

同じ昨年の回答で「医師修学資金制度及び地域枠制度を活用した後期研修医が医師不足地域の病院に勤務しながら専門医を取得できるよう、筑波大学等と連携して研修プログラム整備の協議を進めております」とありましたが、進捗状況を明らかにすること。

⑦「地域医療医師修学資金貸与制度」（いわゆる『地域枠制度』）について

昨年の回答に昨年 3 月に卒業した 4 名については、「株式会社日立製作所日立総合病院、株式会社日立製作所ひたちなか総合病院、筑波大学附属病院、総合病院水戸協同病院で勤務」とありましたが、今年度の状況と、「どこの病院へ入っているのか」「どういった条件で派遣させるのか」を明らかにすること。

⑧地域枠の対象者の見込み数（別表例）と、診療科目の分布等を示すこと。（表に数値を入れて下さい。）

別表例	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
卒業数	4	11	17	25	23	35	40	52	52	44	44
就業数	4										
定着数		4									

⑨H31年以降の継続も必要と考えるため、引き続き国に継続の要望を出すこと。

## (2) 救急医療について

茨城県では「安全・安心な救急医療体制の整備」として、茨城県ドクターヘリ（水戸医療センターと水戸済生会総合病院が分担）、子ども救急電話相談、救急医療情報システム、救急車の適正利用のお願い

茨城県周産期医療体制整備計画（H23年3月）、第6次茨城県へき地保健医療計画（H25年1月）等を実施しています。

①これらの施策で改善されている状況を示すこと。

②改善されていない点を改善するための施策を示すこと。

## (3) 看護職員の拡充について

茨城県では、いわゆる「看護師不足」対策として、看護師等修学資金制度、院内保育所の拡充支援、ナースバンク（看護協会委託事業）、再就業支援研修（就業前研修）、新人看護職員研修・ブラッシュアップ研修（看護協会委託事業）等を行っています。

①人口10万人当たりの看護職員数・就業看護職員数（保健師、助産師、看護師、准看護の別で）を示すこと。就業看護職員数は増えたのか比較できる資料を示すこと。

②充足するための方策を示すこと。

③充足するための方策に「2年課程通信制の設置」「2年課程通信制の受講援助」を入れること。

## (4) 地域医療構想について

県では、医療関係団体、医療保険者の代表や学識経験者などからなる「茨城県地域医療構想調整会議」を設置し、地域医療構想の策定が進められています。人口対比医師数が全国最下位レベルの茨城県においては、病床稼働率や受診率などの指標を単にあてはめ、「適正化」の名のもとに医療体制の縮小を目的とする国の方針に合わせて、二次医療圏ごとに病院関係者等に地域医療構想を策定することは、現状にも住民要求にも反する施策と言えます。

①県として地域医療構想に対する基本的態度を明らかにすること。

②厚生労働省の医療需要推計では、現在の病床数134.7万床のところを2025年の必要病床数（目指すべき姿）として、115～119万床としています。これから10年以内に全国で15～19万床の病床削減が見込まれています。茨城県では「患者居住地ベース」で4,836.2床（17.9%の減）、「医療機関所在地ベース」で5,229.1床（19.4%の減）が推計結果として出されています。病床削減目標にむけた現時点でのスケジュールと方策について示すこと。

③医療受給推計は、NDBから分析・推計しますが、実際に診療を受けた分のデータ（レセプトデータ）にすぎません。医療受給を推計する以上、病気・自覚症状を持ちつつも治療を受けていない患者を把握し推計に入れることが求められます。経済的負担能力、交通網の未整備や専門診療科の不足による受診抑制、長時間・過密労働で受診する余裕がないなど、潜在的な医療ニーズを組み入れることが不可欠と思われませんが、これらに対する対応を示すこと。

### ④知事権限による病床削減について

厚労省の示した「地域医療構想ガイドライン」では、知事が「正当な理由なく（病床が）稼働していないときは、都道府県医療審議会の意見を聴いて、当該病床の削減を公的医療機関等に命令することができる」（公的医療機関以外は「要請」）となっていますが、「患者需要はあるが、医師不足や看護師不足により入院できない」「医学部地域卒の卒業生を待っていて休眠状態」など様々なケースが考えられます。「正当な理由」とはいかなるケースが考えられるか明示するこ

と。

⑤病院機能報告制度の茨城県内の結果について2次医療圏ごとに示し、その結果に対して今後の方向性を示すこと。

⑥「地域医療構想調整会議」について

「二次医療圏別地域医療構想調整会議」では「高齢者が増えると急性期が減るという予想は正しいのか（急性期も増えるのではないか）」（土浦）、「慢性期の患者を在宅や施設に移行させ、減少させようとしている」「（在宅医療等について）受け皿がないのに、医療の器だけ小さくしてやっけていけるのか」（日立）、「必要病床数は将来の規制になるのか」（取手・竜ヶ崎）、「病院の規模をコントロールするのは難しい」（水戸）等、多くの疑問・意見等が出されています。これらの指摘についての見解を示すこと。

⑦「縮小」を前提とせず必要に応じて「拡充」し、真に「適正な」医療体制になる地域医療構想を構築すること。

(5)「無料低額診療事業」の調剤薬局への拡大について

茨城県保険医協会が実施した2014年度の無料低額診療事業を利用した患者数は茨城県内で7万人をこえ、5年前に比べて約6千人増加したことが茨城新聞（2/10）で報道されました。しかし無料低額診療事業はいまだに診療のみの適用であり、調剤薬局では利用できない。保健薬局では減免できないため、受診自体をあきらめたり治療を中断する患者さんが増えています。これは「医薬分業」に伴って生じた制度矛盾であり、経済的困難をかかえながら医療を必要とする県民には深刻な問題であり、無料低額診療事業が調剤薬局でも使えるようになることは喫緊の課題であると考えます。

昨年の回答では、「国は『無料又は低額な料金で調剤を行う事業を第2種社会福祉事業に位置付けることも含めて検討していきたい』との見解を示しているところであり、県としては、今後の国の動向を注視してまいります」とありましたが、国の検討状況を示すとともに、茨城県保険医協会の調査結果等も踏まえて、ぜひ茨城県としての要望を国にあげること。

### 13. 介護が必要になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるために

(1) 生活援助サービスについて

生活援助サービスは、現在でも制約が多く利用しにくくなっているが、要介護1・2の方に対する生活援助を介護保険から外さないよう、国に働きかけること。

(2) 介護報酬について

介護報酬をアップさせることが、利用施設の継続・充実、職員の労働条件改善につながり、安全安心の介護につながりますが、高齢者や利用者負担増となるのは社会保障の性質から避けるべきです。介護報酬アップが、直接高齢者や利用者にはね返らないよう、公的資金割合を増やすよう国に働きかけること。

(3) 茨城県内の要介護施設従事者による虐待について

マスコミ等の報道でも取り上げられることの多い高齢者の虐待について、茨城県内の要介護施設従事者による虐待件数は、年に数件と公表されているが調査はどのように行っているか。また通報件数は何件か。

(4) 介護施設の拡充について

特別養護老人ホームをはじめ、各種の介護施設の新設、改築等で、入所待ちの利用者を少しで

も減らす施策が進められています。その一方で、交付される補助金が少なく建設・改築費用の調達が難しいため、建物が出来たとしても人件費やその他の費用を削減し、職員が集まらず、その後の運営に大きく支障が出ている事業所もあります。

事業を許可した立場から、開設・継続運営できるように、補助金の額を見直したり、労働条件のあり方などを指導すること。

#### (5) 介護職員の処遇改善について

介護従事者の賃金を上げることを目的に実施されている「処遇改善手当」ですが、過去の昇給や手当などを含めた算定になっており、介護事業者へ支給された額がその年度の賃金引き上げに全額使われなくとも良いという制度になっています。その為、実際に労働者個人に支給される額は、政府やマスコミ発表で示された額を下回る場合が多くあり、「上がった実感がない」という労働者も多くいます。

①この状況について、県の見解を示すこと。

②介護従事者の処遇改善の為に、過去の昇給分を勘案せず、労働者上がった実感のある支給方法にするよう、国に要望すること。

③国は処遇改善を介護職員を焦点にして「処遇改善手当を」運用しています。しかし、介護事業所では介護職員より低い賃金となっている他の職種の者もいます。重要なのは、事業所全体の労働条件を改善して、よりよい介護の提供、事業の継続と考えます。その為に、処遇改善の対象者を介護職員以外の職種にも拡大すること。

④処遇改善手当を申請していない事業所もあります。その他の手段も含めて、労働条件の改善が適正に行われるように、事業所に対する指導を徹底すること。

## 14. 「皆保険」をまもり国民健康保険制度を再生させる

国民健康保険の加入者は、全国民の約 27.5%と言われております。「貧困と格差が」ひろがるもとの、保険料を払いたくても払えない人が急増しています。国民健康保険を運営している市区町村も大変な運営努力を払っていますが、抜本的解決に至っていないのが現状です。そうした現状を踏まえ回答願います。

(1) 市町村が運営する国民健康保険に対して、県補助金を復活させること。

(2) 被保険者の苦しみは「高すぎる保険税(料)」であり、保険税(料)負担を軽減するために市町村が独自の判断で実施している一般会計法定外繰入を否定するような指導・助言等はしないこと。

(3) 2016年1月18日に示された「都道府県国民健康保険運営方針策定要項(案)」(ガイドライン案)については、あくまでも「技術的助言」であることが冒頭明記されている。ここに書かれている内容は「法的義務」でもなんでもないということなので、これまで通り運営方針に市町村が独自裁量で決定し実施してきた保険税(料)の賦課や保健業務の実務すべてのルールを定めていけるようにすること。

(4) 子どもの医療については、国の責任において、子どもの医療にかかわる全国一律の制度を構築するよう国に求めるとともに、国民健康保険国庫負担金等の減額調整措置は国の少子化対策の方針にも逆行するだけでなく、地方自治体の懸命な取り組みを阻害するものであり、極めて不合理な措置であることから、直ちに廃止するよう国に要請すること。

(5) 「国民皆保険」を守るためにも国民健康保険料(税)の引き下げを

国民健康保険に加入している人は、協会けんぽ等の被用者保険制度のように勤務先と折半して保険料を納めるようになっていないために保険料(税)が高くなっています。

(水戸市の例)

年収 300 万円(月額 25 万円、賞与なし)で扶養家族がいない、かつ介護保険の対象者になっている給与所得者

- ・国民保険税(介護保険料込)→年間 263,645 円

(水戸市ウェブサイトに掲載された計算方法を利用した試算)

- ・協会けんぽ加入者の保険料額(本人負担)→年間 179,400 円

(現行の介護分込保険料 14,950 円×12 ヶ月)

また、扶養家族がいても協会けんぽ保険料はかわりませんが、国保に加入していると扶養家族が増えるたびに均等割として保険料(税)額が増えていきます。扶養家族が 3 人いると仮定すると、協会けんぽ加入者は上記の金額で変わりはありませんが、国保加入者は 35 万～36 万円と協会けんぽ加入者のおよそ 2 倍となります。

このように国保料(税)が負担できる水準を超えているから払えないのに、滞納すると保険証を交付せず、いったん医療費を全額支払うことが求められる資格証明書を交付する場合があります。国保料(税)を払えないために資格証明書を交付されているわけですから、病気やケガになってもお金を用意できないため医療を受けられず命を失う事例もあります。このような事態は国民皆保険制度を守り充実させたいという国民、県民の願いに逆行しますし、憲法第 25 条にてらして極めて重大な問題があるといわざるを得ません。

- ①上記のように、国保料(税)が高くなる原因はどこにあるのか、また、それを克服するために県としてどのような努力をしているか、県の見解を伺いたい。
- ②各市町村の国保料(税)の滞納額を明らかにされるとともに、なぜこのような事態となるのか県の認識を明らかにすること。
- ③国民健康保険法第 77 条に基づく国保料(税)の減免制度が十分に周知、活用がされていないのではないのでしょうか。減免制度に該当するのに活用していない人が出ないように周知を徹底するとともに、払える国保料(税)となるよう減免制度の拡充を市町村に助言すること。
- ④国保料(税)の滞納があるからといって保険証を交付しないという機械的な対応を行うことのないよう市町村に助言すること。

## 15. 「個人の尊重」を貫く障がい者支援行政を

2014 年 1 月 20 日、日本政府は、「障害者の権利に関する条約」を批准しました。この批准によって、同年 2 月 19 日に本条約の効力が発しました。本条約は、「全ての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進すること」(1 条 1 項)を目的として、障がいのある人の権利の実現のために締約国が立法、行政をはじめとする全ての適当な措置をとるべきことを定めています。(4 条)。本条約の批准に向けて政府は、障がいのある人に係る制度の集中的な改革を推進することとし、2011 年「障害者基本法」の改正に始まり、2012 年の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(以下「総合支援法」という。)の制定、2013 年の「障害者の雇用の促進等に関する法律」(以下「雇用促進法」という。)の改正及び「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(以下「差別解消法」という。)の制定など、国内法の整備が行われて

きました。2015年4月1日から「障害のある人もない人も共に歩み幸せに暮らすための茨城県づくり条例」が施行されました。さらに2016年4月1日から障害者差別解消法も施行されました。そこで以下の事項に回答願います

- (1) 県障害者差別相談室における相談の実績を明らかにすること。
- (2) 市町村の障害者差別解消支援協議会の設置や職員対応要領の制定が遅れているとの報道がされています。現状を明らかにするとともに市町村の設置や制定を促進する手立てを講ずること。
- (3) 障害者の働く場と生活する場（住宅、施設）の拡充が必要です。昨年の回答では、茨城労働局と共催し、県内5か所で9回の障害者就職面接会の開催、県内経済団体への障害者雇用促進の要請、「いばらきステップアップオフィス」の設置などの回答でした。引き続き、積極的な施策を実施してください。
  - ①障害者就業・生活支援センターの実績を明らかにすること。
  - ②障害福祉課内に設置された「いばらきステップアップオフィス」を通じ、就労できた人数を明らかにすること。
  - ③障害者の就労継続には職場の理解と支援が必要です。人材の育成を行うこと。
  - ④民間企業における障害者雇用率は1.83%と2.0%の法定雇用率未達成の状態にあり、全国平均の1.88%も下回っている状況にあります。昨年の回答は、茨城労働局やハローワークとの連携を強化し、企業に対する周知に努めるとともに、障害者の就職支援に取り組んでいく、回答でした。法定雇用率を上回る県独自の目標を設定し、障害者の就労機会を拡充すること。
  - ⑤一般就労が困難な障害者の雇用を拡大するため福祉的就労の事業者は増加傾向にあるとのことですが、圏域ごとの事業所、定員を明らかにすること。
  - ⑥これまでも増して入札参加業者に障害者雇用を働きかけること。
  - ⑦障害者が居住を選択できるよう住宅や施設の増加を図ること。
- (4) 文化・スポーツなど地域活動や自治体行政への参加を促進すること
  - ①学校卒業後の学びの保障と発達支援としての生涯学習の充実を図ること。
  - ②県が管理する文化センター、図書館、美術館などにおいて、障害者の利用促進を図るためきめ細やかな設備の改修と受け入れ職員の対応の充実を図ること。
  - ③競技スポーツの向上のみならず誰もが参加できるようスポーツの充実を図ること。
  - ④県が設置する協議会や審議会への参加を促進させるとともに意見を聴く機会を拡充すること。
- (5) 経済的負担の軽減を図ること
  - ①現在、県が実施している「茨城県在宅障害児福祉手当」の市町村ごとの支給範囲や補助額を明らかにすること。
  - ②2006年度水準に戻し、市町村と協力し支援を拡充すること。
- (6) 地域活動支援センターの補助金を増額すること
  - ①地域活動支援センターの安定した経営を図るため、自立支援給付に位置づけ同等の給付とするよう国に働きかけること。
  - ②地域活動支援センターの運営については交付税と機能強化補助金が主な財源となりますが、必ずしも充分とはいえないことでは一致するところです。当面は市町村と協力し補助金の増額を図ること。
- (7) 東日本大震災、現在続いている熊本地震の教訓を活かして災害時の円滑な避難体制を障害者や高齢者などの災害弱者は、自力避難が難しく、障害に応じた支援体制を確立することがもと

められています。

- ①原発 30 キロ圏内自治体の広域避難計画にもとづき義務づけられている「避難行動要支援者名簿」の作成自治体と自治体ごとの名簿掲載人数を明らかにすること。
- ②すべての市町村に「避難行動要支援者名簿」を作成するよう助言すること。
- ③県内市町村の福祉避難所の設置状況(設置数、使用可能性のある人数、収容可能数)を明らかにすること。  
設置が不十分な市町村には拡充するよう助言すること。

## 16. 子育て支援の強化の流れは明確、従事者の雇用の質も高めて

ことしの2月中旬、「保育園落ちた日本死ね!!!」と題した匿名ブログがネットを中心に大きな話題になりました。ブログには、保育園に子どもを入れることができなかつた憤りと共に、会社を辞めなければならないかもしれないという不安が書かれていました。この文章はツイッターを中心にネットで瞬く間にひろがり、国会やテレビ、雑誌でも大きく取り上げられました。政府は緊急対策や保育士の処遇改善を打ち出しましたが、抜本的解決策には程遠いものとなっています。

(1) 保育を必要とするすべての子どもが質の高い保育を享受できるように

- ①児童福祉法 24 条 1 項の「市町村の保育実施義務」を強化し、子どもの健やかな育ちが等しく保障されるよう子どもの保育に格差を持ち込ませないこと。
- ②保育士不足の問題は無資格者の導入拡大では解決できず、抜本的な処遇改善が必要です。  
待機児童解消のための緊急対策での「保育所等における保育士配置の弾力化」を拡大させないこと。
- ③県は市町村と連携して保育所待機児童の解決のために、認可保育所を増設すること。
- ④過疎地における保育所の維持・改善のために特別な措置を講じること。
- ⑤保育料の引き下げなど、子育てにかかわる経済的負担を軽減すること。
- ⑥保育士をはじめ保育現場で働く職員の賃金を、全産業水準まで引き上げるための年次別計画をつくること。緊急に月額 25,000 円以上引き上げること。

(2) 若い子育て世代の要求に応える保育行政を

- ①公立保育所、認可保育所の増設を積極的に進めること。
- ②公立保育所運営費が一般財源化されたことも要因となって、公立保育所の新設がほとんどないばかりか、既設保育所の減少傾向が続いています。一般財源化されて以降の公立保育所の新設および統合、民間委託、閉所等の実態を明らかにすること。

(3) 子ども医療費助成のいっそうの拡大を

県は、昨年 10 月から子ども医療費助成の所得制限緩和を 7 割から 9 割に対象を拡大し、全国 13 番目から 7 番目となり、トップクラスの助成水準との昨年の回答でした。外来は小学卒業まで、入院は中学卒業まで無料となっていますが、県内 44 市町村では、中学卒業まで無料になっています。さらに、高校卒業までが 10 町村にひろがっています。県として、子ども医療費助成のいっそうの拡大が求められています。

- ①自己負担なく所得制限なしで、通院を含め対象年齢を 20 歳まで拡大すること。当面、高校卒業までに拡大に最大限努力すること。

(4) 認定こども園について

内閣府子ども・子育て本部が調査した結果によれば平成 27 年 4 月 1 日現在の「認定こども園」の数は全国で 2,836 件となり、前年度の 1,360 件 から 1,476 件増加し、倍増した結果となっています。全国と同様に県内でも認定こども園数が増えていると思われます。

①平成 28 年 4 月から県内で新たに認定こども園となった園数並びに公立・私立の園数を明らかにすること。

②また、これまでに認定こども園認定を返上した数も明らかにすること。

(5) 昨年 3 月厚生労働省は「放課後児童クラブ運営指針」を策定しました。周知して中身を実践しくためには、指導員の労働条件改善が急がれると考えられますが、この間の努力してきたことを明らかにされたい。

①待機児童数と解消数を明らかにすること。

②暫定的な各自治体の経過措置は今年度でどのくらい改善されたのか、明らかにされたい。

## 17. 子どもの成長、発達を保障するために、充実した学校教育を

(1) 就学援助制度のうち、入学時にはランドセルや制服など特にお金がかかるとして、「入学準備金」の支給時期を前倒しする動きがひろがり、福岡、長崎、熊本市で 3 月支給をはじめています。学期末支給が多いと思いますが、県内の市町村の支給時期を県が把握していれば、明らかにされたい。

(2) 少人数学級の拡大

私たちは国の責任で 35 人学級を早期に実施を求めて運動しています。県は茨城方式ではありますが、すべての学年までの実施はあと 2 学年のみです。すべての児童が不平等感なしで教育を受けるために早急に実施へ踏み出すよう以下のことをとめます。

①茨城方式を中学 2 年 3 年まで拡大し、小中学校全学年での少人数学級を実施すること。

②全ての小学校、中学校、高校の 35 人学級実施を国に求めていくこと。

(3) 小中学校の統廃合計画の見直しを

①町づくりや若者世代の定住促進の観点から、小中学校の統廃合計画の見直しをするように市町村教育委員会に指導・助言すること。

②小中一貫校新設を理由にした小中学校の統廃合計画について見直しをするように市町村教育委員会に指導・助言すること。

(4) 全国学力テストについて

①県教委が学校ごとの平均正答率や順位をつけたデータの資料の公開をしないこと。

②県教委が考える「課題を克服したり好成績を上げるなどした学校」名を県教委が公表したり、表彰するなどして、各学校間の競争をあおるようなことはしないこと。また、全国平均以下の教科を取り上げて、平均正答率向上のために新たな取り組みを推進しないこと。

③「学力格差」の実態を明らかにして、「学力格差」の解消に取り組むこと。

④全国学力テストの実施をやめるように文科省に申し入れること。

(5) 高等学校に通う生徒の学びを保障し、教職員が働きやすい学校の条件作りを

①国に対して「高校授業料徴収の所得制限導入」を撤回するよう求めること。

②県独自に高校進学者、大学進学者に対する給付制奨学金制度の創設にむけて検討すること。また、大学等進学者に対する給付制奨学金制度の創設を国に求めること。

③受益者負担を理由にした教育費の父母負担の見直しを早急におこない、教育費の父母負担を軽減するため、茨城県の教育予算を増額すること。

- ④県立高校における定数内講師（2015年度高校264人、障害児学校314人）を早急に解消し、標準法で定められた教員は全て正規職員とすること。
- ⑤教員免許更新制を直ちにやめるよう国に働きかけること。また、廃止までの期間、教員の負担を軽減するため、更新講習を県教委が実施すること。
- (6)「高校再編整備計画」を見直し、児童生徒の豊かな成長を保障する教育を  
 これまでの高校統廃合や学級減によって、県立高校を希望しながら高校進学が実現できなかった生徒の問題は県立高校の存在意義が問われる問題です。また、経済的貧困や発達障害などによる「特別な教育的支援が必要な生徒」が多数学んでいる県立高校の教育条件を引き上げていくことが喫緊の課題になっています。
- ①県立高校を希望しながら、県立高校に入学できなかった生徒の実数を地域ごとに明らかにすること。また、本年度の高校入試において不合格者を多数出した地域は次年度学級増をおこなうこと。
- ②入学時学級減や進級時学級減を中止し、地域や学校の実態に合わせて県独自の予算で先行的な30人学級を実施すること。
- ③特別な教育的支援を必要とする生徒が多数在籍する高校、フレックススクール、夜間定時制高校、アクティブスクールの30人以下の少人数学級を先行的に実施し、教職員の増員を図ること。
- ④県北地区の生徒減少に対しては学級減や高校統廃合ではなく、町づくりの観点を重視し、30人以下の少人数学級の先行的実施をおこなうこと。
- (7) 特別支援学校教室不足、学校のマンモス化対策にとりくみ、障害児教育の充実を
- ①特別支援学校には「設置基準」がないため、生徒増にあわせた学校増設が進まず、2015年度は教室不足が全県で143教室になっています。茨城県教育委員会として特別支援学校の「設置基準」策定を文科省に要望すること。
- ②「第2期特別支援学校の整備計画」の具体化にあたっては保護者、教職員と精力的に話し合いにとりくむこと。
- ③生徒増に伴う1校当たりの教職員増・新採教員増・臨時的任用教職員増の実態を正確に把握し、パワハラ的な職場環境を改善し、働きやすい職場づくりを推進すること。
- ④「特別支援教育」への転換により、特別支援学校に対する小中学校からの教育的支援要請は年々増加しています。小中学校などへの支援事業により、特別支援学校の教育条件の低下を招くことがないように教員の加配を進めること。
- (8) 特別支援学校高等部に専攻科設置を  
 現在の高等部卒業後の進路は、一般就労か福祉的就労かで、いずれにせよ社会に出るしか道がありません。本人や親の「もっとゆっくり学びたい」との要求に応じて、高等部に専攻科を設置し、進学という進路の選択肢を保障すること。これは、通常の高校生の7割が進学（専門学校を含む）している現状を考慮すると、障害者権利条約や障害者差別解消法の「他の者との平等」に照らしても求められる処置です。
- ①知的障害を主とする特別支援学校高等部に専攻科を設置すること。
- (9) 貧困などの理由で学ぶことのできなかった人たち、若者に学びの機会を作ること
- ①県でも公立の夜間中学校を創設すること。
- ②不登校等の生徒達を対象にした高校進学のための無料塾を全ての市町村で県の施策として開校すること。また、無料塾を開校しているボランティア団体に県の援助を具体化すること。

- (10) 先生の長時間労働の改善について、過労死基準を超えるといわれている日本の小中学校教師の実態の認識は、県として持っていますか。
- ①茨城の小中の先生方の実態はどのようなのか。県として把握していれば明らかにされたい。
  - ②県としての改善策を明らかにされたい。
- (11) 小中一貫校について「学校に出向き様子をみている」と昨年回答されたが、どのような見解にいたっていますか。(子どもたちや地域のまちづくりの観点からみて) 明らかにされたい。また、小中一貫校の創設や小中校の統廃合の増減にいて、ここ2～3年の動きを明らかにされたい。

## 18. 私学支援にいっそうの努力を

私学助成は私学に通う生徒・保護者の経済的負担の軽減、私学の施設や教職員の適切な確保を含めた教育環境を主な目的として私学に対して補助されている事業で経常費補助予算の確保は重要です。

しかし、保護者負担という点では茨城県は全国的に見れば相当に負担が大きいものであるという認識を共有して欲しいと思います。2015年度の私立高校の学費は県平均で授業料316,750円、施設費295,888円、入学金190,625円となっています。入学時の803,623円の負担は全国平均722,300円を8万円以上も上回り、2年目以降にかかる学費も茨城は612,638円で全国平均559,938円を6万円以上も上回っています。

こうした学費負担は特に低所得層にとって重く、各自治体では独自の支援を実施しています。入学金補助を例にとると関東では群馬県30,000～60,000円、埼玉県100,000円(610万円未満世帯)、千葉県50,000円、神奈川県100,000円(760万円未満世帯)となっています。東京都は授業料補助を手厚くし支援金と合わせて367,200円～429,000円、これは茨城県よりも66,200円～128,000円手厚い支援です。ところが茨城ではこの世帯への支援が薄く、全国的に見れば低所得層の学費負担が最も重い県となっています。「所得が低ければ私学で学べない」ということは生徒から学校を選ぶ権利を奪うことです。こうした世帯への支援は緊急性が高く入学金補助制度の創設、学費軽減制度の充実を要請いたします。

- (1) 私学教育の充実を保障する、教育条件の改善に向け経常費助成を増額すること。県単独補助を増額すること。
- (2) 低所得家庭でも私学に入学しやすくするために入学金補助制度を創設すること。
- (3) 学費の滞納や経済的理由による退学者を出さないよう、授業料減免制度を大幅に拡充すること。特に年収350万円以下家庭については施設費を含めた軽減制度に拡充し学費の大幅な負担軽減を図ること。
- (4) 授業料軽減制度の学校負担1割をなくし、すべて県の予算から支出するよう制度改正すること。
- (5) 教職員の正規採用(専任化)が進むような措置を講ずること。専任教員1人当たりの生徒数が25人を超えているような学校もあるので至急解消されるようにすること。
- (6) 募集定員を大幅に超過している学校に対しては改善が図られるように、学校経営者と適切な話し合いをもち改善までの筋道を検討すること。
- (7) 学級生徒数基準を引き下げ教育条件の改善をはかること。少人数学級を実現している学校には補助金を増額すること。

## 19. 防災対策、インフラの老朽化対策、身近な安全対策に力を注ぐ

人口減少時代を迎えたもとの、従来の「重厚長大なインフラ開発・整備」は、後世に大きなツケを残すだけです。自然環境を生かし、日常生活関連・防災施設やソフトの整備に重点を置くインフラ整備こそが求められているのではないのでしょうか。そうしたことから、公共事業は既存インフラの老朽化対策や身近な安全対策に重点を置いてすすめることが県民、市民の強い要望です。

### (1) 公共インフラの老朽化対策を急げ

熊本地震での橋梁の落下や防災拠点の自治体庁舎や小中学校施設の損壊は、想像をはるかに超えたものとなっています。公共インフラの老朽化は災害被害を拡大する要因のひとつになっています。早急の整備が強く求められています。

- ①災害時の避難所となる県内の公立小中学校校舎および体育館、公民館、県立高校校舎、体育館、県立体育館、県の公共施設(避難所として利用)、県立病院の耐震化率の状況を明らかにすること。
- ②市町村のインフラ老朽化対策が十分にすすんでいない状況にあります。県として支援体制を強化するとともに、国へ支援を要請すること。

### (2) 自然災害に強いまちづくり

熊本地震に見られるように巨大地震への備えが極めて重要になってきています。また、昨年9月起きた関東・東北豪雨のように台風の大型化や「ゲリラ豪雨」、竜巻などによって局部集中的な災害がいつ起きてもおかしくない状況となっています。自然災害に対する対応や災害に強いまちづくりは急務となっています。

- ①巨大地震が起きた場合、避難生活で最も重要になるのが飲料水の確保です。熊本地震では、水道管の破損によって、断水が長期間続いています。茨城県内の水道管の耐震化率を明らかにすること。
- ②また、水道管の耐震化計画を明らかにすること。
- ③関東・東北豪雨発生時の国・県と被災自治体との災害情報の共有、災害対応での学ぶべき教訓と課題を明らかにすること。
- ④県の当初予算に計上されている、広域河川改良事業費、浸水対策特別緊急事業費、河川防災費の河川ごとの予算額、事業内容を明らかにすること。
- ⑤危険な河川堤防の総点検を早急に実施し、改修工事の予算化を計ること。
- ⑥自然災害の防災・減災インフラ整備として、堤防、防災拠点など構造物の補強などのハード面、ハザードマップの充実や住民への周知などのソフト面、両方からの充実を図ること。
- ⑦昨年の対県交渉で回答のあった「茨城県土木部地震等災害対策マニュアル」「茨城県土木部災害時等協力員(ボランティア)制度」は、水害に対して有効であったか明らかにすること。また、不十分だった場合は、改善策を示すこと。
- ⑧地方气象台や地方整備局事務所など県内にある防災関連の国の機関の拡充を国に要望するとともに、県内土木事務所などの体制を充実させること。
- ⑨災害発生時に、堤防の復旧、道路警戒など実働部隊となる県内建設業者及び建設業従事者の育成、確保をはかること。

## 20. 「環境行政」放射性廃棄物は厳格な安全管理と情報公開で

エコフロンティアかさまに埋め立てられた放射性セシウムを含むばいじんの総量は約 82,913 トン、1,100 億ベクレルに達しているものと推定されます。そして、なお増え続けています。

国は、放射性物質汚染対処特別措置法において、放射性セシウムの濃度が 8,000 ベクレル/kg 以下の廃棄物であれば、管理型処分場に埋め立てることができるものとし、茨城県がこれを踏襲していることが大きな問題です。

#### (1) エコフロンティアかさまの実態と問題点

①2014年8月までに埋立処分された放射性セシウム 137 を含むばいじんの総量は約 82,913 トン、1,100 億ベクレルに達しているものと推定され、なお増え続けていることを県として認めること。事業団に確認すれば可能なことです。

また、2015年度末など、直近の放射性セシウムを含むばいじんの総トン数、ベクレルの総量の情報開示を求めます。

②遮水工は 2003 年（平成 15 年）に完成しました。遮水シートのメーカー保証期間 10 年は既に過ぎ、遮水工協会の自主基準 15 年も近づいています。

昨年の県回答では、メーカーによる「促進耐候性試験の結果」などから十分な性能、寿命を有する、シートの露出、日光照射、降雨、熱等の劣化要因を考慮しても厚さ 2.0mm の遮水シートについて、20～25 年後であっても性能は大きく変化しないとされました。

しかし、この県回答は施工時の仕様を述べているだけで、それ以後の新しい事態である東日本大震災による地盤の沈下は考慮されていますか。2016 年 3 月の環境保全委員会でもこの大震災以後の地盤沈下が問題とされ、この地盤沈下によるシート破損の可能性が議論されています。県にはこの新しい事態についての認識が欠けているのではありませんか。

また、その他の様々な要因によるシートの損傷も起こり得ると思われませんが、例えば、山梨県の明野処分場のシート損傷の要因は何だと県は把握していますか。人為的な要因も考慮する必要があります。

③もしシートが損傷した場合、県は掘り起こして修理することが可能であるとしてきました。修理の方法について、その実証試験をやったのですか。掘削の方法、漏水箇所の修理の方法、工事の期間、経費等について例示してください。

上記の環境保全委員会では、「シートの小さな破損は検知システムではわからない。検知システムに加えて、塩化物イオン、硫酸イオンの三点で見なければならぬ。」との意見が出されています。シートの破れそのものの発見が難しいのではないかと思います。如何ですか。県の考えを明らかにしてください。

④県は、放射性物質の危険性を判断する基準は空間線量だとしていますが、問題は「埋め立て処分された膨大な放射性廃棄物が、雨水により処分場から放流される水、地下水を汚染すること」が問題視されなければならないと考えます。「空間線量が基準以下なので安全だ」と言う事は根拠がなく、その総量こそ問題であると考えますがいかがですか。

⑤最終処分場には堰堤が設けられていますが、しばしば雨水溜まりが観察されており、異常豪雨があった場合、堰堤からの溢水、有害物質の流出の危険性があると思われれます。

事業団もその事態を危惧したのか、一昨年から処分場内下手（＝水処理施設側）に高さ 3 m ほどの仮堰堤を築きました。しかし、この仮堰堤はスラグや土を重機で転圧しただけのもので、異常降雨にどれだけ耐えられるのか疑問があります。この仮堰堤が崩壊すれば、堰堤に一層の負荷がかかることが想定されます。

仮堰堤、堰堤の崩壊の危険性についてどう考えていますか。

(2) 指定廃棄物について

①国は、茨城県については、指定廃棄物を引き続き現在の保管場所に置き続けることを認め、8,000 ベクレル/kg の基準を下回れば、一般廃棄物として管理型処分場に埋め立てることができるとしましたが、エコフロンティアかさまには絶対に持ち込まないことを明言すること。

②国は、指定廃棄物の危険性を認めたとうえで、「各県に1箇所、遮断型処分場を建設する」としてきたはずですが。県内の指定廃棄物の保管状況は、ひたちなか市の県那珂久慈流域下水道処理施設は、標高が5mほどしかなく、津波によって拡散する危険性があり、守谷市にある常総環境センターの場合も、利根川、鬼怒川が近く、洪水の心配や、台風や竜巻による拡散の危険性があります。8,000 ベクレル/kg の基準を下回れば既存の処分場に移せば済むというのは到底容認できません。保管施設の安全性の確保、今後どうするのが適切であるか、県（と国）の責任で検討内容を明らかにすること。

本会は、県内の指定廃棄物について、現在の分散保管を継続することなく、国の責任で、住民との合意を得て保管場所を確保し、遮断型の一時保管施設を設置することを求めます。

また、分散保管している市町ごとの指定廃棄物のベクレル総量の情報開示を求めます。

(3) 一般財団法人茨城県環境保全事業団について

①事業団は情報公開規程を定めていますが、その実態は、情報公開請求に円滑に応じず、依然として頑迷な秘密主義が横行しています。

本会からの文書等開示請求に対して、事業団は、「既に存在する文書等の開示を請求するもので、存在しない文書は開示できない」などとしていました。昨年の県回答も、これを「やむを得ないと考えます。」と記されていました。

茨城県情報公開条例第2条の2では、「行政文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。」と定められています。「既に存在する文書等」とは、既に存在している紙の文書だけではなく、事業団の職員がパソコンで保有している情報も当然含まれるものと理解するのが常識だと思われませんが、これで良いですか。回答願います。

②本会からの会談の要望に対して、事業団理事長は一貫して拒否するという姿勢を続けています。また、「水質測定記録（開設からの10年間）に関する質問」（昨年12月提出。ほぼ同じ内容で今年3月再提出。）をしたところ、事業団からの回答書は、極めて短い簡略なもので、質問の各項目に対して全く回答していないか、不十分な回答に終始したものでした。

茨城県情報公開条例第36条では、「県は、----- 出資法人の保有する情報の開示及び提供が推進されるよう、情報の公開の実施に関し必要な支援を行うものとする。」とされています。事業団の情報公開業務について、事業団の判断だけに任すことなく、県が責任をもって事業団に対し、会談の要望があれば応諾すること、質問書等には適切かつ丁寧な回答書を出すよう是正指導をすること。

## 21. 実効ある「いばらきエネルギー戦略」を

東日本大震災・福島原発事故、計画停電の体験によって県民の意識や行動が大きく変わり、2012年7月の固定価格買取制度（FIT）のスタートで再生可能エネルギー（再エネ）が急速に

普及した現実が反映して、2014（平成 26）年 5 月の『いばらきエネルギー戦略―「エネルギー先進県」を目指して』（新プラン）は、「旧プラン」（2002（平成 14）年『茨城県エネルギープラン』）から大きく転換しています。施策の内容は、積極的ではなかった「旧プラン」に比べ再エネに大きなウェイトが置かれています。しかも「再生可能エネルギーは地域の資源であることから、導入にあたっては、そのメリットが地域に還元されるよう、地域の活性化の観点なども十分に考慮していく」、「地域によるエネルギーの地産地消」、「再エネ活用等による農業活性化」、「環境・エネルギー分野における県内中小企業による進出支援」など重要な観点が盛り込まれています。

再生可能エネルギーへの転換や飛躍的拡大はもはや国民的合意です。「自然エネルギーは地域の共有財産・資源、その利活用は地域住民に優先権がある」との立場に立ち、その利活用は「地域経済振興と一体で進め」、「自然環境保全や生活文化活動の発展と両立して進める」、「利益が地域に循環するよう、事業主体は可能な限り当該地域の住民・事業者が行う」、「事業資金は可能な限り当該地域の資金で賄う」などを基本理念として推進を図るべきです。

実践例はまだ多くはないものの、県内では「波崎未来エネルギーの市民風力発電事業」、「鉾田商工会会員有志による「鉾田商工ソーラー」事業」、など市民や地域事業者の取り組みがあります。いくつかの市町村が自ら事業を進めたり地元事業者に「所有施設を貸与」する動きも広がりつつあります。「ソーラーシェアリング」の実践例も少しずつ増え、「日立・ひたちなか地区 16 社共同の水力発電機の開発」、「茨城製作所の「C a p p a」の開発」など技術開発を伴う挑戦も生まれています。茨城NPOセンター・コモンズなどの提唱で県内初の市民ファンド「一般社団法人いばらき市民エネルギー」も誕生しました。

こうした県民・県経済主体による再エネの利活用・技術開発が大きく発展することを願って、以下の事項を求めます。

- (1) 「F I T制度」スタートから 4 年を迎える。「F I T制度」を活用した県内の再エネ導入実績（設備容量・稼働ベース）を再エネ種別、設備規模（「F I T制度」の区分）別、かつ県内外事業体別に明らかにすること。
- (2) 「新プラン」の主な施策「再生可能エネルギー等の導入拡大に向けた環境整備」において取り組んでいる次の事項について状況を明らかにすること。
  - ① 「国等の支援制度に関わる情報提供」について、県民向けと各種団体向けに分けて、どのような資料をどのような方法で提供しているか。
  - ② 「中小規模事業所における再生可能エネルギー施設導入支援」は「環境保全施設資金金融制度」の活用を促進するとしているが、再エネ施設導入に関する今日までの貸与実績について年度別の件数・金額。
- (3) 「新プラン」の重点プロジェクト「地域エネルギー資源の活用促進」の具体化である次の 2 つの取り組みについてその実績を報告すること。
  - ① 「再生可能エネルギーアドバイザー派遣制度」について、アドバイザーとして委嘱した専門家の人数、年度別の派遣要請があった団体数・件数、同じく同派遣実績件数。
  - ② 「REN-i」と共同して行った「いばらき自然エネルギー開発コーディネータ養成」講座（平成 27 年 9～12 月）について、受講者の人数・受講者の内訳（市町村職員、市民団体、中小企業、その他）。
- (4) 「新プラン」の重点プロジェクト 1 および 2 の次の取組内容についてその具体的な進展状況を

明らかにすること。

- ①重点プロジェクト1の「県や市町村など自治体における利益還元型のメガソーラー事業にかかる検討を進め、実現化を図る」について
  - ②重点プロジェクト2の「風量発電産業への地元企業の参入を図ることなどにより、新たな雇用や地域振興を図っていく」について
- (5) 県民・県経済主体による再エネの飛躍的拡大をめざして  
再生可能エネルギーの導入・普及を飛躍的に拡大し、その利活用の利益・効果を県民・県経済に波及するには次の改善強化が必要である。
- ①主として木質バイオマスと小水力を位置付けて「地域エネルギー資源の活用促進」が重点プロジェクトに掲げられているが、太陽光・熱なども地域エネルギー資源であり農村部や都市部でも「地産地消型モデル」の創出や地域活性化の可能性はある。当該重点プロジェクトは再エネ種別や展開エリアを限定せず推進すること。
  - ②「再エネ活用等による農業活性化」が「省エネ・効率化」の位置付けで重点プロジェクトに掲げられているが、農業との関連では「ソーラーシェアリング」や「バイオガス利用・同エネルギー作物栽培」などもある。こうした可能性も視野に入れて検討・具体化を図ること。
  - ③再エネの拡大・省エネの推進には「エネルギー関連技術分野におけるイノベーションが必要不可欠」、「本県内の優れた知的資源の集積を生かした研究開発の促進に取り組む」ことが課題の一つとされている。地域や市民が取り組むには各種発電方式の小型化などの技術開発が欠かせない。また、将来有望の「水素」エネルギーについては、最近注目の「R水素」(Renewable Hydrogen)を地域循環型システムとして定着させていく課題も重要である。これらの技術課題にも積極的に取り組むこと。
  - ④省エネも含めエネルギー産業を県内地域経済に定着・発展させるには、県内製造業事業者・建設業事業者等の組織と技術水準の向上が欠かせない。「いばらき成長産業振興協議会」の活動を一段と強めるとともに、県内エリアごとに具体的なプロジェクトを設定して参加していただくような思い切った方策を講じること。
  - ⑤市民や中小企業が再エネ事業に乗り出すには金融機関が大きな役割をもっている。コーポレート・ファイナンスからプロジェクト・ファイナンスへの切り替えなど再エネへの融資姿勢を転換するよう、県内金融機関との懇談・要請を強めること。
  - ⑥市町村本来の役割は市民・地元経済主体が積極的に再エネ事業に参入するよう働きかけ、組織し、必要な制度的予算的措置を講じていくことである。県は市町村がその役割を発揮するよう、「新プラン」が強調している再エネの意義や取り組みの観点を繰り返し助言する場を設け、上記の「アドバイザー派遣制度」や「開発コーディネータ養成講座」の充実・強化をはかること。「農山漁村再生エネルギー法」にもとづく「基本計画」の作成、「協議会」の設置に関してはとくに強く働きかけること。

## 22. 霞ヶ浦浄化のいっそうの取り組みを

- (1) 水質浄化効果が担保されるまでの事業停止申入れについて

当該事業による水質浄化効果はCOD低減率は0.8 mg/Lとされていますが、これはシミュレーション予測で事業の有効性が担保されてはいません。2013年度の「霞ヶ浦導水事業評価検討業務報告書 建設技術研究所」では予測と実測値のズレが一層拡大し当該事業による水

質浄化効果に赤信号がつかまりました。予測が検証されるまで当該事業を停止するよう国土交通省に申入れをしてください。

(2) 霞ヶ浦導水事業の涸沼水質への影響について

那珂川からの取水は、涸沼の水質に影響を及ぼすことは「涸沼水質保全計画」に使用されている水質モデルから明らかですがCODについて程度の増加するのかモデルにしたがって算出しお答え下さい。また、COD増加対策についてお答え下さい。

(3) 霞ヶ浦導水事業のシジミ漁業への影響について

2011年の東北地方太平洋沖地震以降、シジミ漁業が半減しています。こうした状態で霞ヶ浦導水による那珂川から取水ばシジミ漁業に壊滅的打撃となると考えられます。この点について、どのような対策を講じられるのかお答え下さい。また、アユその他の漁業への影響について、被害の大きさと対策についてお答え下さい。

## 23. 人口減少見据えた責任引取水問題の解決を

昨年、霞ヶ浦河川整備計画が策定され、霞ヶ浦導水事業は正式に位置づけられました。これまで現実から目をそむけ、決断を先延ばしし続けてきた責任引取水問題はいよいよ現実のものとなってきました。下表がその現実です。

中央広域水道用水関係市町村の契約状況と責任引取水

	現在の 契約水量	責任 引取水量	増える 水量	倍 率	契約金の 増額(千円/年)
水戸市	4,742	30,400	25,658	641%	745,108
笠間市	14,200	28,438	14,238	200%	413,472
常陸大宮市	1,600	8,200	6,600	513%	191,664
那珂市	4,804	11,500	6,696	239%	194,452
かすみがうら市	1,400	6,700	5,300	479%	153,912
小美玉市	200	600	400	300%	11,616
茨城町	1,000	3,400	2,400	340%	69,696
大洗町	4,016	30,300	26,284	754%	763,287
東海村	2,900	12,262	9,362	423%	271,872
湖北企業団	8,760	38,800	30,040	443%	872,362
ひたちなか市	10,949	69,400	58,451	634%	1,697,417
合 計	54,571	240,000	185,429	440%	5,384,858

はたして各事業者は現実に耐えられるでしょうか。例えそれが事業者と企業局の維持契約であったとしても現実には現実です。最終的には企業局、事業者の経営破たん、需用者である県民の水道料金の高騰という大きな負担は目に見えています。自治体として目覚めてください。水源開発は国策であっても、負荷を強いられるのは県民であり市町村民です。その上で以下を要求いたします。

- (1) 県は市町村など水道事業者と現実を直視し、現在の維持契約を根本から見直し、将来に亘って健全な水道事業を営めるよう一步を踏み出すこと。
- (2) そのためには霞ヶ浦導水事業、八ッ場ダム、湯西川ダムからの撤退しか残されていません。直

ちに撤退を決断すること。

- (3) 不毛な維持契約に捉われた現在の高い水道料金を引き下げること。

## 24. 県民に信頼される警察行政、交通安全対策を

後日、別途要求を提出します。

## 25. 女性の社会参画の拡大 とジェンダー平等の前進のために

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律が平成 27 年 8 月 28 日に成立し、法第 5 条の規定に基づき、「女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針」が、9 月 25 日閣議決定されました。基本方針は、女性の職業生活における活躍の推進に向けた政府の施策の総合的かつ一体的な実施に関する基本的な考え方を示すものです。法第 3 章に規定する事業主行動計画部分については、平成 28 年 4 月 1 日から施行され、地方公共団体の機関等においても、同日までに法第 7 条に定める事業主行動計画策定指針に即して法第 15 条に基づく特定事業主行動計画を策定することとなりました。

- (1) 県女性職員活躍推進プランの年次別達成目標とその具体的推進方法らかにされたい。
- (2) 女性職員の比率が、非常勤嘱託職員 64.4%、臨時職員 95.3%となって、広く女性の採用が行われているとなっているが、正規職員と比較して女性比率が高いことをどう考えるか。
- (3) 約半数の女性職員比率に対する管理職比率が 10 数%であることについて、係長級の比率が高いため将来的に割合が大きくなると予測されているが、課長級以上で 13%、補佐級で 20%の目標設定は低くないか。
- (4) 年休取得を進め、時間外勤務時間を減らすためには、職員増が必要だと思うが、働き方の見直しだけで目標が達成できると考えるか、明らかにされたい。

## 26. 財政を強化し県民福祉増進を予算の中心に

- (1) 事業所の収益向上と労働者の所得向上で県税収入を増加させる

県税は県予算の 3 割を占め、もっとも大きな構成比となっています。この県税収入を増加させることが歳入面からの財政確立にとって重要です。県税の中心は法人 2 税と個人県民税であり、法人 2 税の伸長は少なからず個人県民税に波及します。

法人 2 税は対前年比 14.2%、111 億 5100 万円の増加となっておりますが、大企業のための法人実行税率を引下げて、赤字企業にまで課税する外形標準課税の拡大を見込んだものであり、この「税制改正」には反対すべきです。昨年度の回答で示された 6 割を超える県内の欠損法人への支援策こそが緊要です。

日本経済の活性化には GDP の 6 割を占める個人消費の拡大、労働者の雇用の安定と賃金引上げが不可欠とされています。経済の好循環は県や市町村の財政充実にも貢献します。県が打ち出した「若年者を含め正規雇用の割合が低下を続けていることから、…正規雇用化の促進により、若者の安定した雇用の創出と所得の拡大等により経済的自立を図る」（「茨城県のまち・ひと・しごと創生総合戦略」P21）の着実な実践が求められます。また、国は数年来、財界に賃上げを要請しています。

- ①平成 25 年度以降の申告法人数と欠損法人数を報告すること。
- ②財界に要請する以前に、国の権限で実施できる国家公務員の賃上げを実施するよう国に要請す

ること。

③「茨城県のまち・ひと・しごと創生総合戦略」を踏まえ、県庁の非正規職員の正規化と賃上げをはかること。

④「正規雇用が当たり前」を基本に位置づけて、若者はもとよりすべての労働者を対象に正規雇用の促進による、安定した雇用の創出と所得の拡大を図ること。

(2) 地方交付税の引き上げとトップランナーの算定方式反対を国に

地方交付税は、財源保障機能と同時に、自治体間の格差を是正する財政調整機能を有しています。納税者1人当たりの住民税額での県内自治体間格差は2倍以上と、財政力格差が顕著になるなかで、地方交付税の本来の役割発揮がますます重要になっています。

ところが、政府は2016年度から段階的に、地方交付税の基準財政需要額の算定にトップランナー方式を導入することや、基準財政収入額の算定に用いる地方税の徴収率を全国平均から上位1/3平均に変更するとしています。これは、地方交付税総額を削減するものであるとともに、交付税による財政誘導によって自治体に民間委託や指定管理者制度導入などを強要するものであり許されません。

これまでの貴職の国への働きかけに敬意を表します。しかし、国の態度は一層悪質なものとなっています。

①地方交付税の法定率の引上げとトップランナー方式導入反対を、強く国に働きかけること。

②財政力の脆弱な市町村への支援策を明らかにすること。

(3) 県民福祉優先の財政運営に

莫大な県予算を投入してきた保有土地対策は、開発事業の失敗が税金の無駄遣いに直結することを実証するものとなりました。八ッ場ダムの中止を求めてきましたが、昨年鬼怒川堤防決壊による大災害は、ダムによる治水ではなく堤防の強化こそが必要であったことを物語っています。

「地方消費税の税率引上げに伴う」という増収額の財源に異論はありますが、医療や介護、少子化対策等の経費に全額充当したことについては歓迎します。また、「生活大県」実現に向けての尽力にも敬意を表します。一方で、「極めて厳しい財政状況」として要求に背を向けている回答も少なくありません。

①ムダな大型開発事業をやめて、防災や生活密着型の公共事業への転換をはじめ、県民福祉優先の財政運営を推進すること。